

住宅事業建築主基準への適合性評価業務のご案内

～平成22年3月2日、上記業務を開始致しました～

業務の概要（国土交通省ホームページより）

改正省エネ法第86条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、一般消費者に対し省エネ性能の表示に努めることとされたところである。本条に基づく告示を制定し、住宅事業建築主はその販売する戸建住宅について、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する旨の表示をすることができることとし、一般消費者への情報提供に資するものとする。

1. 業務の内容

住宅事業建築主の判断の基準（省エネラベル）への適合性評価業務（適合証発行）

適合性評価業務を受けていただけると

その1

第三者評価に基づく「住宅省エネラベル」を使用することができます。

| | 横タイプ | 縦タイプ |
|--|--|---|
| 住宅事業建築主の判断の基準 ¹ に適合し、かつ、省エネ判断基準 ² にも適合する場合 |  <p>住宅省エネラベル 適合省エネ基準：適 断熱性能基準：適 国土交通省省民生活部住宅政策課 平成 年 月 日</p> |  <p>住宅省エネラベル 適合省エネ基準：適 断熱性能基準：適 国土交通省省民生活部住宅政策課 平成 年 月 日</p> |
| 住宅事業建築主の判断の基準には適合するが、省エネ判断基準には適合しない場合 |  <p>住宅省エネラベル 適合省エネ基準：一 断熱性能基準：一 国土交通省省民生活部住宅政策課 平成 年 月 日</p> |  <p>住宅省エネラベル 適合省エネ基準：一 断熱性能基準：一 国土交通省省民生活部住宅政策課 平成 年 月 日</p> |

1 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年度経済産業省・国土交通省告示第2号)

2 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)又は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成18年国土交通省告示第378号)

住宅省エネラベルの詳細は[こちら](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000010.html)(国土交通省)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000010.html

その2

フラット35S（省エネ20年金利引下げタイプ）の利用ができます。

住宅金融支援機構ホームページ

住宅省エネラベリング制度を利用する住宅の場合の手続(PDF)

http://www.flat35.com/kaitei/pdf/shouene_tetsuduki.pdf

フラット35の詳細は[こちら](#)(住宅金融支援機構)

<http://www.flat35.com/kaitei/yuryo19.html>

その3

住宅版エコポイント制度の省エネ判断基準に適合します。

住宅エコポイントホームページ

申請される方は[こちら](#)(添付書類A省エネ基準を満たす木造の住宅の場合(5))

施工者の方は[こちら](#)((2)省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅省エネ基準)

住宅エコポイントの詳細は[こちら](#)(住宅エコポイント事務局)

<http://jutaku.eco-points.jp/>

2. 業務区域

北海道全域

3. 評価の対象となる住宅

新築戸建住宅

未入居で、かつ工事完了後1年未満の住宅

4. 業務料金

I. 基本料金

| 延床面積 | ～120㎡未満 | ～200㎡未満 | ～300㎡未満※2 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 断熱性能基準の審査が省略できるもの※1 | 12,000 (12,600) | 17,000 (17,850) | 20,000 (21,000) |
| 上記以外のもの | 36,000 (37,800) | 40,000 (42,000) | 50,000 (52,500) |

※1 評価書等(設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書(原則省エネ等級4)、長期優良住宅認定通知書・技術審査適合証、フラット35S適合証明書(省エネ基準適合))の結果を活用し、審査を省略することができる場合。

※2 延床面積が、300㎡を超える物件については別途見積。

II. その他料金に関する事項

① 事前相談費用

1回(2時間)につき、5,250円(消費税等を含む)。

なお、事前相談は原則セミナーへの来社によるものとし、評価員又はこれと同等の知識を持つ者が事前相談のために申請者指定地まで出向いた場合、別途日当及び交通費を実費請求とする。

② 減額要件

- 当該業務が効率的に実施できるとセミナーが判断したとき。
- セミナーが定める戸数以上の申請が見込めるとき。
- 一依頼者において、一定数以上の当該業務以外の業務をセミナーが受けているとき。
- セミナーが定める期間内に申請を行ったとき。

5. お問い合わせ先

〒005-0805

北海道札幌市南区川沿5条2丁目1番32号

株式会社 補償セミナー 営業部

電話番号(代表) **011-571-5688**

ファックス **011-572-1711**

メールアドレス info@ho-seminary.jp